

## 2023年度後期 授業料免除のしおり① 修学支援新制度

「修学支援新制度」による授業料減免を希望する学部学生用（日本人※）

このしおりは、「修学支援新制度」による授業料減免を希望する学部学生用（日本人※）のもので

※修学支援新制度への申込資格のある「永住者」等も含まれます。

### 1. 授業料免除制度概要

原則、日本学生支援機構（JASSO）の実施する高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）の支援区分に応じて授業料の減免が実施されますので、給付型奨学金を受給している場合等は基本的には手続き不要です。ただし、5. 申請手続きを行わなかった場合には授業料の減免を受けることができません。

【授業料免除のしおり①ではなく、「授業料免除のしおり④ その他免除」を参照するもの。】

※入学時期等に関する資格（進学要件）により修学支援新制度に申し込めない方や、特段の事情のある方、もしくは納入猶予を希望する方

※2019年度以前入学者で、「修学支援新制度」と「その他免除」の両方に申し込み、支援額の大きい方で授業料の減免を受けることを希望する方。

### 2. 対象学生

基準日（2023年10月1日）時点で在学予定の者で、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）採用者もしくは申請中の者。

→給付型奨学金に係る定期採用は、例年4月と9月に募集しています。詳細は千葉大学 HP 及び日本学生支援機構 HP をご参照いただき、忘れずに申請してください。

【千葉大学 HP】奨学金制度

<https://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/payment/scholarship.html>

【日本学生支援機構 HP】進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

### 3. 授業料減免における申請区分について

①授業料免除、②納入猶予、③授業料免除及び納入猶予の3つから選択できます。

※③については、授業料が全額免除とならなかった場合にその支払いについて納入猶予を希望するもの。

※納入猶予を希望する方は、別途「授業料免除のしおり④ その他免除」にて猶予申請を行ってください。

ここで申請しなかった場合、例えば修学支援新制度に申請したが、結果不採用となった場合に、追加での猶予申請は受付できません。ただし、猶予申請を行わなくても、授業料の納入期限は2月末まで設けられております。

#### 4. 免除等結果について

修学支援新制度の支援区分に基づき、半期分（今回の申請では後期分）の授業料について、以下のいずれかで減免されます。

①全額免除 ②2/3 免除 ③1/3 免除 ④不許可（免除なし）

※上記は 2023 年 10 月時点での予定ですので、今後変更となる可能性があります。

※修学支援新制度に申請中の方が不採用となった場合は④不許可（免除なし）となります。

（参考）2020 年以降の入学者は、授業料が年額 642,960 円（半期 321,480 円）となっておりますが、JASSO による免除額は年額 535,800 円を基準としているため、差額については千葉大学の財源により追加で免除されます。以下支援区分ごとの免除額（半期分）の内訳となります。

【半期分の支援区分毎の免除額内訳】

①JASSO による支援額 ②千葉大学の財源による免除 ③要納入額

支援区分Ⅰ	①267,900		②53,580
支援区分Ⅱ	①178,600	②53,580	③89,300
支援区分Ⅲ	①89,300	②53,580	③178,600

※上記は 2023 年 10 月時点での情報となります。今後支援区分の追加・変更や、大学独自の免除額の見直し等がある場合があります。

#### 5. 申請手続き

授業料の減免申請については、下記の手続きに含まれますので、別途申請いただく必要はありません。  
(納入猶予を除く。)

下記を行わなかった場合は、修学支援新制度に採用されていても授業料の減免を受けることができませんので、必ず期日までに手続きを行ってください。

◆**現在修学支援制度に採用（区分外含む）されている方。**

→以下 Moodle にて継続申請を行っていること。

コース名：【JASSO】授業料減免の継続手続き →

トピック：2023年後期授業料減免対象者の認定の継続に関する申請

◆**2023 年 10 月採用に向けた二次採用に申請中の方。**

→9月の二次採用の申請書類と併せて「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出していること。

※修学支援新制度（給付型奨学金）に採用されなかった場合は減免を受けることが出来ません。

◆**修学支援新制度での授業料減免に加えて、納入猶予を希望する方。**

→「授業料免除のしおり④ その他免除」を元に、納入猶予を申請してください。

※2019 年度以前の入学者等、修学支援新制度のみに基づかない場合はしおり④をご参照ください。

## 6. 申請後の流れ

授業料免除等の結果が発表されるまで、申請者口座より授業料の振替（引き落とし）はされません。

免除結果については、修学支援新制度の支援区分に基づく減免額等について、**2024年1月中旬頃**の通知を予定しております。

授業料の納入が必要となった場合の口座引落日等については、結果通知と併せてお知らせします。

※納入期限は2月末日まで設けられております。

## 7. 適格認定（家計・学力等）

修学支援新制度での授業料減免については、給付型奨学金と同様に、家計基準及び学力基準に基づき審査が行われます（適格認定）。給付型奨学金で実施される適格認定に連動するので、原則授業料減免単独での適格認定は実施いたしません。

家計基準については、毎年10月に前年の収入等を元に支援区分の見直しが行われ、以降1年間（家計急変採用者は3か月ごと）の支援区分を決定します。見直しの結果「支援対象外」となった場合は、10月以降1年間の支援が止まりますが、翌年度10月の見直しの際に、再度支援区分Ⅰ～Ⅲに変更された場合は、授業料の減免支援が再開されます。

学力基準については、学業成績等の基準に基づいて判定を行います。適格認定は「廃止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。判定の結果「警告」を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。「廃止」となった場合は、再度修学支援新制度に採用されることはないため、授業料減免も申請できなくなります。

## 8. 諸注意

結果発表はMoodleにて行う予定ですが、結果をMoodleに掲載した際は、「学生証番号@student.gs.chiba-u.jp」のアドレス宛にご連絡します。

## 9. お問い合わせ先・書類送付先

〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33

国立大学法人千葉大学

学務部学生支援課生活支援係

メール：dde2178@office.chiba-u.jp

※メールは、「学生証番号@student.gs.chiba-u.jp」のアドレスから送付してください。

※やり取りの記録を残すため、お問い合わせの際は窓口・電話ではなく、必ずメールにてご連絡ください。